「施設評価」の概要（平成25年度版）

経営課題の把握

（1）「基礎評価」の決定

公共施設実態調査の結果をもとに、公共施設経営システムを活用し、品質（劣化状況、安全性）・供給（サービスの適切さ）・財務（収益・市負担）の定量的な要素で評価する（下図参照）。

■基礎評価のイメージ

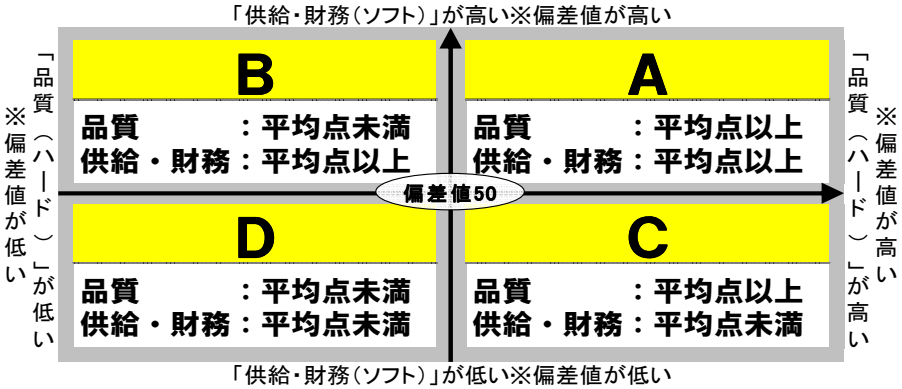

経営課題の整理・課題解決策の立案

（2）施設主管課による「総合評価（案）等」の立案

施設主管課において、基礎評価に定性的な要素（近隣施設・類似施設の有無（県・民間含む）、民間との競合、防災対策など）の検証・分析の結果を勘案し、「総量の最適化」（建物）と「質の向上」（機能）のそれぞれの評価を組み合わせ、総合評価（案）として立案する。

■総合評価（案）の立案イメージ

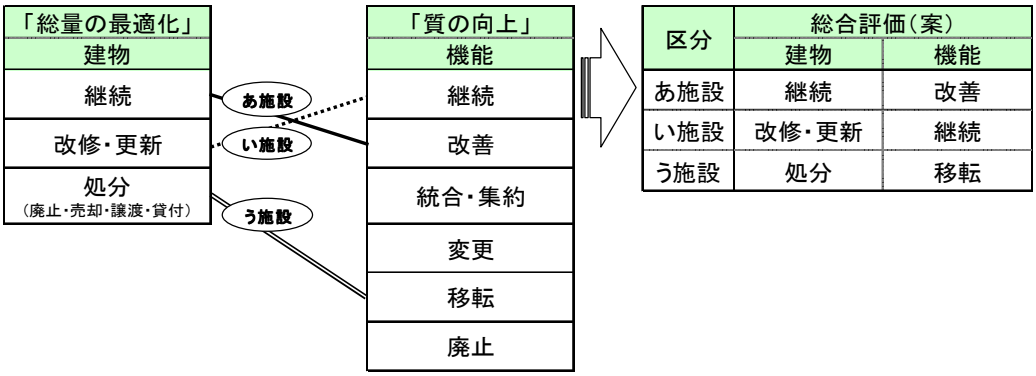

区分	総合評価（案）	
	建物	機能
あ施設	継続	改善
い施設	改修・更新	継続
う施設	処分	移転

（3）「総合評価（案）」の決定

（1）の「基礎評価」および（2）の「総合評価（案）等」をもとに、ヒアリング（財政課担当⇒財政課長⇒企画財政部長⇒戦略推進会議）において、「経営の方向性」を決定した上で、総合評価（案）を決定する。

市民意識の醸成

（4）「市民の意見」の収集

市民の意見を収集し、総合評価（案）を検証する（必要に応じて修正）。

①市議会への報告
②市民の意見の収集

➢市議会に総合評価（案）の内容を報告する。
➢施設利用者アンケート、市政モニター、市ホームページなどを活用し、利用者（受益者）市民と負担者市民の意見を収集し、総合評価（案）を検証する（必要に応じて修正）。必要に応じて利用者等を対象とした説明会を開催。

経営方針

（5）「総合評価」の決定

戦略推進会議において、「市民の意見」を踏まえて総合評価を決定し、市広報紙、市ホームページなどを活用し、評価結果を公表する。